

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

市町村名 (市町村コード)	那須塩原市 (09213)
地域名 (地域内農業集落名)	東那須野地区 (木曾畑中)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 (2024) 年 1 月 2 3 日 (第 1 回)

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・集落内の認定農業者数は5戸であるが、施設園芸作物や園芸作物生産が主であることから、経営面積の拡大を所望していない。
- ・当集落は隣接の大田原市に接しており、同市にも農地を所有している農家が複数あり、同市の経営規模の大きな農家に現に貸付を行っている。
- ・米、施設園芸、園芸作物を中心に農業が展開されていることから、後継者の育成確保を推進する必要があるとともに集落外の認定農業者等を受け手として農地を保全していく必要が考えられる。

【地域の基礎的データ】

担い手：5人、農業者平均年齢：約56歳、主な作物：水稻、園芸作物

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・当集落の農地利用は、認定農業者の経営体が担うほか、入作を希望する近隣集落の認定農業者等の受け入れによって対応していく。
- ・農地の集約化を図るため、農地所有者やリタイア及び経営転換する農業者は、原則として農地中間管理機構（農地バンク）に貸し付ける。
- ・米、麦などの土地利用型作物に加え、収益性の高い園芸作物の生産に取り組み、経営の複合化を一層進める。
- ・基盤整備、新規就農の促進、鳥獣害対策、災害対策にも注力して実施していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、地域の担い手に農地を集積、集約する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地の集約化を図るため、農地所有者やリタイヤ及び経営転換する農業者は、原則として農地中間管理機構（農地バンク）に貸し付ける。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、基盤整備等の活用を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市、JA等の関係機関と連携し、多様な経営体の確保・育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、活用できる農業支援サービス事業者等の更なる活用を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--